

鄧小平理論の宗教観

金 永 完*
YOUNG-WAN KIM

一 はじめに

鄧小平（1904年8月22日—1997年2月19日）の宗教問題に関する言及は、決して多くはない。従って彼の宗教観を総合的に把握するためには、次のような様々な資料を分析する必要がある。即ち、①鄧小平本人が様々な時期に宗教問題について直接言及したもの、②中国共産党第11期3中全会（1978年12月18日—22日）以降、鄧小平の積極的な指導の下で、党の第二代国家指導集団が研究・発表した宗教及び宗教問題に関する基本的な観点及び原則¹、③中共第11期3中全会以降、鄧小平の指導の下で宗教及び宗教問題について党と政府及び関係部門の名義で発表した法律・法規・方針・政策・条例・通知等²である。このほか、④中共第11期3中全会以降、マルクス主義理論や宗教問題を研究する専門家によって発表された鄧小平の宗教観に関する多くの研究業績も、鄧小平理論の重要な構成部分として見なされている³。厳密に言えば、①は「鄧小平の宗教観」で、②③④は「鄧小平理論の宗教観」ということができるが⁴、一般的には、①から④までの様々な内容の有機的な統一体を「鄧小平理論の宗教観」という。

* 中国山東大学法学院副教授、法学博士。

1 毛国庆「论邓小平对宗教工作理论与实践的历史性贡献」中央济南市委党校学报 2005年1月 第65頁。

2 于洪文、王训礼「邓小平理论宗教观的产生与发展」理论法学2004年第12期 第57頁。

3 徐登攀「试论邓小平理论宗教观」承德民族师专学报 (Journal of Chengde Teacher's College for Nationalities) 第24卷第4期 2004年11月 第70頁。

4 曾传辉「邓小平的宗教观」世界宗教研究 2014年第4期 第8頁。

以上の内容を総合して中国風に記述すれば、「鄧小平理論の宗教観」とは、「マルクス主義の唯物弁証法及び唯物史観の世界観と方法論の導きの下で、現代中国の宗教と宗教問題並びにこれらを如何ように科学的に認識し、正確に処理すべきかということについての一連の基本的な観点、原則と方法の総和であり、鄧小平を中心とする中共中央の第二代指導集団がマルクス主義宗教観と毛沢東思想の宗教観を、現代中国の宗教的状況と結びつけて作り出した産物であり、全党及び様々な宗教を信仰する愛国人士を含む全国の各民族・人民の集団的な智慧の結晶であり、マルクス主義の宗教観と毛沢東思想の宗教観の現代中国における歴史的な継承及び発展である。これは鄧小平理論の一つの有機的な構成部分であり、鄧小平の中国的特色を持った社会主義理論の建設のための可分の重要な内容であり、党と政府がつくり出した正確な宗教政策と宗教に関する法律、法規の理論的指南並びに宗教事務を全面的にうまく処理するための強力な思想的武器である⁵⁾」。

本稿は、上記の様々な内容を紹介・分析し、「鄧小平理論の宗教観」について解明するものである。ただし④のほとんどすべては、①②③の内容の機械的な反復や賛美に過ぎず、斬新な内容に欠けているため論外にし、研究範囲を①②③に限定して「鄧小平理論の宗教観」を分析することにする。「文献分析法」(documentary analysis)を以て行われる「鄧小平の宗教観」についての解明は、分かりやすくなるべく年代順(chronological order)に叙述される。まず、青少年時代における鄧小平の成長背景を簡単に紹介し、次に、新民主主義革命時期(1919-1949)から建国初期にわたる時期において、鄧小平が宗教問題について言及した言葉と党中央に報告した文書の内容を紹介する。最後に、改革・開放政策が採択された中共第11期3中全会(1978)以降において行われた鄧小平個人の発言及び鄧小平を中心とする党の指導部によって発表された宗教問題及び宗教事務に関する文書(上記の②③)の内容を分析・紹介する。②③の諸内容は、1978年前後から1997年までの資料に基づいて、「鄧小平個人の発言以外の公式文

5 课题组(宋世昌、王训礼、王立新、王格芳、丁法迎 集体讨论、王训礼 执笔)「邓小平理论宗教观略述」理论学刊1999年第1期 第31頁。

書」というタイトルを以て簡略化してまとめることにする。

以上の資料と研究方法論を以て「鄧小平理論の宗教観」について分析するにしても、それはマルクス主義のイデオロギー的性質や党の路線、そしてその線上にある鄧小平理論という定型的な枠組みの中で行われるため、内容的・理論的に避け得ない限界があるということを断っておきたい。宗教を一つのイデオロギーに過ぎないものとしか見なさない社会主義国家中国における宗教観の形成は、宗教と国の精神世界を支配するマルクス主義のイデオロギーとの見えざる摩擦現象によって、一定の影響を受けざるを得ないのである。

二、青少年期の鄧小平

鄧小平は、1904年、四川省広安県の協興郷牌坊村に生まれた。彼の少年期は、ちょうど清末から中華民国初期に変わっていく激動の時期と重なっている。彼の父親鄧紹昌（字は文明）は、かつて成都法政学校で新式教育を受けたことがある。新旧世代が交替する時代の影響を受け、比較的混雑な思想を持っていた鄧紹昌は、かつて郷村の教師、県団統局長（警衛総弁）及び郷長を勤めたこともあり、また当時、四川において普遍的に存在していた自助的な民間秘密結社「袍哥」の「掌旗大爺」（首領）をも勤めたことがあるという⁶。鄧小平の母親は典型的な良妻賢母で、彼女が宗教を持っていたという記録は見当たらない。

鄧小平は5歳の時私塾へ入塾し、「四書」・「五経」の儒教經典を覚えるなど、全面的な「蒙学教育」（私塾教育）を受け、10歳の時は新式学堂で高級小学を履修した。その後、15歳の時は、父親の勧誘に従って重慶に行き、「勤工儉学」（働きつつ学ぶこと。1920年前後に左翼青年がフランス留学した際の学習方式）のための予備学校に入学した。また当時は、ちょうど「五・四運動」（1919）が全国を席卷し、マルクス主義が中国に伝来された時期である。鄧小平も、重慶の青年学生たちと一緒にこの運動に参加した。そして1920年、16歳の時にフラン

6 鄧榕『我的父亲邓小平——激情年华』（北京：中央文献出版社、2000）第51頁。

スに留学した。フランス留学中の1922年には、中国少年共産党に入党し、職業的な革命家の道を歩むようになった⁷。青少年期における鄧小平の宗教に関する資料は見当たらない。

三 新民主主義革命の時期（1919-1949）から建国初期まで

「五・四運動」を契機に、革命は旧民主主義革命から新民主主義革命の時期に突入した。中華人民共和国の成立に向かう一連の革命活動の中で、鄧小平の宗教に関する言及は少数に限られている。

1948年6月6日、中央中原局第一書記、中原軍区及び中原野戦軍政治委員を勤めていた鄧小平は、中央の土地改革と整党工作に関する精神及び中原軍区の状況に基づいて、『中共中央の土地改革と整党工作を貫徹・執行することについての指示』を發し、新解放地域の土地改革と整党作業に関する政策をつくり出した。その中で宗教に関する内容は、次の通りである。即ち、「我らは都市・農村の公共建築物、工場、作業場、学校、文化事業、教会堂、廟、ないし地主と富農の家屋、家具、樹林等々に対し、相当普遍的で厳しい破壊を行なったが、軍隊による破壊が最も厳しく、人民は極めて大きな反感を持っている。群衆は、『共産党は軍事は良いが、政治は良くない』と言っているのだ。我ら多くの指導者同志は、この種の農業社会主義に対する破壊行為は反動的・罪惡な行為であることと、人民の利益と党の政治的な影響力は、いずれも見積もり難い損失を蒙っていることを、まだまともに認識していない⁸」。この指示が中央に送達・報告されると、毛沢東はこれに完全に同意し、6月28日、鄧小平に答電すると同時に、劉少奇、朱徳、周恩来に、「中原局のこの文書があるので、中央はこれに類似した文書を再び發送する必要はない⁹」という内容の書簡を送った。鄧小平の『中

7 曾传輝「鄧小平の宗教観」世界宗教研究 2014年第4期 第8-9頁を参照されたい。

8 中共中央文献編輯委員會編「貫徹執行中共中央關於土改與整黨工作的指示」『鄧小平文選』（第一卷）（北京：人民出版社，1989）第113-114頁。

9 中共中央文獻研究室鄧小平研究組『鄧小平自述』（國際文化出版社，2009）第267頁。

共中央の土地改革と整党工作を貫徹・執行することについての指示』は、党政軍機関の名義で発せられた権威のある文書であり、毛沢東と党中央の同意を獲得し、また多くの指導者にも転送された党中央に属する文書である。

1949年、解放戦争が全国各地において勝利を収めつつある中、中共中央はチベットへ進軍することを決定した。西北局の調査によれば、西北戦線を通じての進軍は、西南戦線を通じて行なうより一層困難なものと判明した。それによって中央は、チベット進軍の任務は西南局が引き受け、西北局はそれに協力するように指示した。もともと、中共中央は、チベット解放の交渉条件について、青海省委員会書記の張仲良が1950年5月1日に提出した『六つの条件』を批准していた。しかし鄧小平の西南局は、西北局の『六つの条件』は策略に欠けていると判断し、一層広範な内容で構成されている『四つの条件』を中央に提出し、批准を受けた。西北局の『六つの条件』の中の四つは、チベットの権力者が新たに選挙を行ない、解放軍に被害をもたらした人々を処罰することなど、チベット現行の政治・軍事・経済制度を改造することに関わっていた。これに対し、西南局の提出した『四つの条件』は、「チベットの様々な現行制度を暫時的に維持」し、「チベット改革の問題は、将来に人民の意志に基づいて交渉を通じて解決する」など、チベット当局にとって一層魅力的な提案をしていたので、現地住民の危惧を解消でき、またチベットの平和的な解放の実現にも有利に作用した。このように、鄧小平の主導の下で西南局が提出した『四つの条件』には、一層策略に富む交渉条件が含まれているのである。さらに宗教政策の面で、西南局の『四つの条件』は、賀龍や十八軍政策研究室がチベット問題の専門家たちの意見を収斂して、寺院を保護しチベット人民の宗教信仰と風俗習慣を尊重すべく注意を喚起している。中共中央も「西南局の四項目が比較的が良い」と判断し、これを採択しているのである¹⁰。

また鄧小平の西南局は、中共中央の指示に従って10日間の研究を行ない、チベットの平和解放に関する10項目の条件（これは『十大政策』または『十条約

10 曾传辉「邓小平的宗教观」世界宗教研究 2014年第4期 第10頁。

法』と呼ばれている)を起草して中央に報告し、批准を得た。『十条約法』は、宗教問題について次のように定めている。即ち、「チベットにおける現行の様々な政治制度は、もともとの状況を維持し、一律に変更しない。ダライラマの地位及び職権はこれを変更せず、各級官員は平常通り職務を担当する」(第3条)。「宗教の自由を実行し、ラマ寺院を保護し、チベット人民の宗教信仰と風俗習慣を尊重する」(第4条)。この『十条約法』は、後に中央人民政府とチベット地方政府の間で合意に達した『チベットの平和的な解決方法に関する協議書』の内容的基礎を提供している¹¹。

新民主主義革命の時期(1919-1949)における革命は勝利を収め、中華人民共和国が成立(1949年10月1日)した。1950年7月21日、鄧小平は、西南地区に訪れた中央民族訪問団を歓迎する席上で、人民解放軍がチベットに進軍する問題について、次のように指摘した。即ち、「我らが入った後、まず共同綱領の民族政策を宣布すると同時に、わが軍隊の優れているやり方を、一定の具体的な問題において体现しなければならぬ。例えば、三大紀律、八つの注意事項を執行し、チベット人民の風俗習慣、宗教信仰を尊重し、ラマ寺院に駐屯しないこと等である。このようにして、チベット民族同胞の信任を勝ち取るのである¹²」。

このように鄧小平は、少数民族と宗教との歴史的な関係性に着目し、少数民族の保護は少数民族の信仰する宗教の保護に直結することを認識していた。現地の宗教文化を含むすべての文化的遺産の価値を尊重し、漢民族と少数民族との間で起こりがちな摩擦を解決し、ひいては各民族の大団結の実現に努めているのである。「中国の歴史において、少数民族と漢民族との間のわだかまりは極めて深いものである。我らが過去及び去る半年間行ってきた仕事のために、このような状況は徐々に変化しているが、だからといって我らが、今日、このようなわだかまりを既に取り除いたというわけではない。少数民族は一つの長い時期を経て、事実を通じてのみ、はじめて歴史において大漢民族主義が

11 曾传辉、同上、第10-11頁。

12 中共中央文献編輯委員會編「关于西南少数民族問題」『鄧小平文選』(第一卷)(北京:人民出版社、1989)第162頁。

くり出した彼らの漢民族とのわだかまりを取り除くことができる。我らは長期間の仕事を通じて、このようなわだかまりを解消する目的を達成しなければならない。……わが中華人民共和国は多民族国家であるため、民族間のわだかまりを解消する基礎の上で、各民族人民が共に努力することによって、はじめて真の意味における中華民族の幸せな大家庭を形成することができるのである。……歴史上の反動政治が実行してきたのは大民族主義の政策であるため、民族間のわだかまりは一層深められざるを得なかったが、今日、わが政協の『共同綱領』に定められている民族政策は、このようなわだかまりを必ず取り除いて、各民族の大団結を実現することができる¹³】。

ところが、中華人民共和国が成立して間もない1957年からは、「極左」の群衆路線による「反右派闘争」が展開され、遂に「文化大革命」（1966-1976）が発生するに至った。この期間において、宗教は甚だしい弾圧を受け、宗教施設は大いに破壊された。即ち、「10年にわたる文化大革命の期間中に行われた活動の中で、林彪、江青の反革命集団は、宗教を徹底的に消滅させるという極端な反動政策を推し進め、宗教というイデオロギーを単なる反動的なイデオロギーと同一視し、宗教・信仰の問題について如何なる分析もせず、それを政治問題と混同してしまい、宗教の領域における矛盾と闘争を、皆、階級矛盾と階級闘争の範疇に組み込み入れて、多くの宗教界の聖職者と信徒群衆を、一律に『牛鬼蛇神』（牛鬼神や蛇鬼神のような雑多な鬼神を指す——筆者注）と見なし、宗教団体を帝国主義の『第五縦隊』と見なして強制的に解散させ、宗教界の聖職者を帝国主義の代理人と見なして還俗させると同時に、労働改造を強行し、宗教活動の場所と不動産を封鎖・没収・占用するなどの行為をやらした¹⁴】。ところで、林彪と江青、そして江青らから成る「四人組」に対して批判さえすれば、毛沢東や彼を中心とする共産党の責任は、完全になくなるのであろうか。中国の長い歴史の中において、全国的なレベルで伝統文化と宗教を全面的に抹殺しよう

13 中共中央文献編輯委員會編、同上、第162頁。

14 課題組「鄧小平理論宗教観略述」理論学刊1999年第1期 第31頁。

とする試みは、果たして文化大革命以前にもあったであろうか。この渦中で、鄧小平は三回にわたって失脚されており、彼の宗教問題や宗教事務に関する記録は見当たらない。

四、中共中央第11期3中全会（1978）以降

1976年10月には「四人組」が逮捕され、文化大革命は終焉を告げた。1978年10月、中共中央は、中央統一戦線部の『目前の宗教工作において緊急に解決すべき二つの政策的問題に関する指示・報告』を通じて、宗教工作に対する「抜乱反正」（混乱を收拾して正常な状態に戻す）作業を行ない始めた。これは、文化大革命が終わった後、党中央が批准した宗教問題に関する最初の文書である。この報告では、宗教問題について緊急に解決すべき二つの政策的な問題、即ち①憲法に定められている宗教・信仰の自由の政策を全面的に貫徹・執行すべきこと、②「二つの異なる性質の矛盾」、即ち相互敵対的な「敵我矛盾」と社会主義制度を擁護する人々の間における「人民内部の矛盾」とを厳格に区分し、宗教活動に対する管理を強めるべきことが強調されている。引き続き中国共産党は第11期3中全会（1978年12月18日—22日）を開催し、過去にあった極左的な傾向を是正し、マルクス主義の本来の姿に戻るだけでなく、改革・開放政策を採択し、全党工作の主眼と中国人民の注意力を社会主義現代化建設に転移させることを決定した。また全国の各戦線では、文化大革命の過ちを收拾して正常な状態に戻す作業が展開された。中共中央第11期3中全会は、中国共産党の歴史において画期的な転換点と評価されている。この会議を前後にして、宗教問題や宗教事務に対する党の態度には大きな変化が生じており、またこの会議を契機に権力を回復した鄧小平も、宗教問題について語り始めているのである。

以下では、中共中央第11期3中全会以降における「鄧小平理論の宗教観」の内容を、鄧小平個人の発言と鄧小平個人の発言以外のその他の公式文書とに分けて、分析・考察する。

1. 鄧小平個人の発言

鄧小平の宗教問題についての発言は、「四人組」が打倒されてからなされ、大体1977年から1981年に集中されている。宗教問題に関する鄧小平の発言は、宗教の領域における「抜乱反正」作業に対し、極めて重要な指導的作用を生じさせている。以下、数の多くない鄧小平の宗教に関する発言を網羅し、そこから彼の宗教観を帰納することにする。

(1) 1977年9月、鄧小平は国慶節行事に参加するために北京を訪れて来た華僑旅行団の団長や副団長と会見する際に、「愛国人士、民主人士、宗教人士等々を一層よく団結させなければならない¹⁵⁾」と述べ、宗教界人士を含む愛國的・民主的の民族大団結の重要性を強調した。

(2) 1979年1月15日、鄧小平は英国の著名人士で構成された代表団と会見する際に、民族問題を宗教問題と結びつけて、正しい民族政策を通じて宗教・信仰の自由を保障することと、宗教問題の解決のために行政命令を用いてはならないことの重要性を指摘している。即ち、「我らは建国以来これまで宗教信仰の自由を実行してきた。もちろん、我らは無神論の宣伝も進めてきた。マルクス主義者は、宗教のような問題は、行政的な方法では解決できないと認識している。林彪、『四人組』は、我らの一貫した宗教政策を破壊してしまった。我らは、現在、もともとの政策を回復しつつある。宗教信仰の自由は、民族政策に関係している。特に、我々中国は、正確な民族政策を実行しなければならない。必ず宗教・信仰の自由を実行しなければならない¹⁶⁾」。

(3) 1979年、当時中国国務院副総理であった鄧小平は米国を訪問し（1月29日—

15 中共中央文献研究室編『鄧小平思想年譜』（1975—1997）（北京：中央文献出版社、1998）第45頁。

16 中共中央文献研究室編『鄧小平思想年譜』（1975—1997）（北京：中央文献出版社、2011）第267頁。

2月5日)、時の米国大統領ジミー・カーターと数回にわたって会談を行なった。一度、宴会が終わる前に、鄧小平はカーターに、なぜ中国に興味を持っているのかと訊いた。カーターは、次のように答えた。即ち、「私は小さい時からバプテスト教会の信徒として教育を受けてきた。幼少年期の私のヒロインは、宣教師として中国に行つて福音を伝播したキリスト教の女性指導者であった。私自身も、当時は、宣教活動を支持するために大いに力を注ぎ、教会に毎月五セントずつ献金をしながら教会が中国に病院と学校を設立することを念じていた」。これを聞いて、鄧小平は大きな興味を感じて、「中国では、解放以降、このような状況は二度と存在しないようになった」と言った。カーターは、「このような状況を変化させることはできないのか」と訊いた。鄧小平は、カーターに、一層具体的に述べてくれないかと求めた。カーターは、一瞬考えて、次のような「三つの要求 (requests)」を提示した。即ち、①宗教崇拝の自由を保証すること、②聖書の配布を許すこと、③中国の大門をキリスト教宣教師に開けっぴろげにすること。鄧小平は、米国を離れる前に、カーターに言った。「今後、中国の宗教政策は変わるであろう。今後、宗教崇拝の自由を提供し、聖書の配布を許容するつもりである。しかし、外国のキリスト教宣教師が中国に行くようにはできない。その理由は、宣教師たちは、皇帝の親戚のような暮らしをして、中国人の生活方式の転覆を試みていたからである (They had lived like royalties and tried to subvert the lifestyle of the Chinese.)¹⁷」。ここで、鄧小平の心の片隅に潜んでいる「宗教植民地主義」ないし「宗教帝国主義」に対する警戒心を垣間見ることができよう。キリスト教は西洋列強による中国侵略の手先としての役割を果たしていたと認識されており、こうした印象は、今日に至るまで、多くの中国人の頭の中に焼きついているのである。

(4) 1979年6月15日、鄧小平は、政治協商会議第5期2次会議の開会の辞『新しい

17 [美] 吉米・卡特著 / 汤玉明译、刘亚伟校『我们濒危的价值观: 美国道德危机』(On Endangered Values: America's Moral Crisis) (西安: 西北大学出版社, 2007) 第22頁。曾传辉「邓小平的宗教观」世界宗教研究 2014年第4期 第15-16頁から再引用。

時期の統一戦線と人民政治協商会議の任務』において「様々な異なる宗教を信仰する各民族の愛国人士は、とても大きな進歩があるようになった¹⁸」と指摘した。引き続き閉会式の際には、次のように宣布した。即ち、「我らの統一戦線は、過去のどの時期に比しても、既に一層拡大された。これは、全体の社会主義労働者だけでなく、社会主義を擁護する愛国者と祖国の統一を擁護する愛国者をも含む最も広範な愛国の統一戦線である¹⁹」。このように鄧小平は、「文化大革命」の期間中に行なった宗教界の人士に対する不公正な扱いを批判し²⁰、党と宗教界、そして宗教界の内部における広範な愛国的統一戦線の形成を強調しているのである²¹。

(5) 1979年9月1日、鄧小平は、第14次全国統一戦線工作会議において、次のように指摘した。即ち、「統一戦線工作を強める必要がある。何年も会議を開くことができなかつた。しっかりつかんでやりましょう。これが正しい。現在、あなた方が提起したもっと多くの問題は民族資産階級の問題である。民族、宗教問題はまだ議論していない。この方面に多くの問題がある。……宗教事務にも多くの政策の問題がある。今回はもう議論に間に合わない。今後またこの問題に触れ得るであろう²²」。当時の中国では、「抜乱反正」のために処理すべき問題

18 中共中央文献编辑委员会编「新时期的统一战线和人民政协的任务」『邓小平文选』（第二卷）（北京：人民出版社、1983）第186頁。

19 中共中央统一战线工作部、中共中央文献研究室『邓小平论统一战线』（北京：中央文献出版社、1991年）250頁。

20 刘东英「试论邓小平对中国特色社会主义宗教观理论的两大突出贡献」新疆师范大学学报（哲学社会科学版）2004年9月 第25卷第3期 第39頁、龚学增「邓小平与中国特色社会主义宗教理论的创立」中国民族报 2014年8月19日 第007版 宗教期刊·综合 第3頁、徐登攀「试论邓小平理论宗教观」承德民族师专学报（Journal of Chengde Teacher's College for Nationalities）第24卷第4期 2004年11月 第70頁。

21 于洪文、王训礼「邓小平理论宗教观的产生于发展」理论学习 2004年第12期 第57頁、王作安「邓小平对中国特色社会主义宗教理论的开创之功」第9頁、徐焕新、王训礼「试论邓小平理论宗教观的产生、形成与发展——纪念邓小平同志逝世10周年」中共济南市委党校学报 2007年1月 第115頁。

22 中共中央统一战线工作部、中共中央文献研究室『邓小平论统一战线』（北京：中央文献出版社、1991年）161頁。

が山積しており、これをうまく処理しなければ、党の工作は影響を受けてしまうのは明らかであった。第14次統一戦線工作会議において、宗教問題がまだ提起されなかったとき、鄧小平は宗教問題について議論すべく喚起し、宗教事務の重要性を強調しているのである。

(6) 1980年4月19日、鄧小平は、308字の短文『大きな意義を持つ盛大な事業』（人民日報）を通じて、次のように言及した。即ち、「中日人民の友好往来と文化交流という歴史の長い河において、鑑真は重大な貢献をした、永遠に記念すべき人物である。彼は、日本留学僧栄睿、普照の招へいに応じて、不撓不屈の堅い意志を以て、五回にわたる渡日の失敗を経て、両眼共に失明した後、遂に日本に到着して、彼の使命を完遂した。昨年、私が日本を訪問した時、奈良の唐招提寺で鑑真塑像を見たが、歴代の詩人・学者が讃嘆してきたように、それはまことに極めて高い芸術性を持っており、鑑真の強固な意志と落ち着いた風格をよく表現していた。千二百余年間において、日本人民は彼を国宝と見なし、今日に至るまで精根込めて保護し、供養してきているので、我らはそれに敬服し感謝するに値する。現在、日本政府の指示の下で、日本における文化界と仏教界の人士は、国宝鑑真像を丁重に中国に送り、故郷の人民がそれを仰ぎ見られるようにしてくれた。これは大きな意義を持つ盛大な事業である。これは、今後、人々をして、鑑真及び日本の弟子栄睿、普照の献身的な精神を奮い立たせ、中日両国の人民が代々友好事業のための努力を怠らないように奮い立たせてくれるはずである」。この短文を通じて、鄧小平は、宗教は一種の文化的現象という角度から、中国の宗教界と海外の宗教界との友好的な交流活動を支持している。

(7) 1980年8月26日、鄧小平は、十世班禅額爾德出尼・確吉堅贊との談話の際に、宗教問題に対しては行政命令の方法を用いてはならないということを再び強調しながら、宗教信徒も宗教に熱狂的にならないよう指摘した。即ち、「宗教に対しては、行政命令の方法を用いることができない。しかし、宗教方面も熱狂的になってはならない。さもなくば、社会主義に、人民の利益に違反する²³」。こ

のように、鄧小平は、宗教問題に対し、唯物弁証法に即し、過度に「左」に傾斜してはならず、また成るがままに任せることもできないと指摘しているのである²⁴。これは「反面否定」の方式で、宗教と社会主義社会との間における相互適応の必要性及び意義を強調したものである²⁵。行政命令の方法で宗教問題の解決を求めてはならないことは、毛沢東の宗教観とも一脈相通するものがある。即ち毛沢東は、1953年3月8日、ダライラマに送った書簡の中に、「人民が依然として宗教を信仰する限り、宗教を人為的に廃止あるいは破壊してはならず、かつ不可能である」と指摘している。また1957年2月27日に発表した『人民内部の矛盾を正しく処理する問題について』においても、「行政命令の方法を使用しようとする試みや、強制的な方法で思想の問題を解決し、問題の是非を問うことは、効力がないばかりか、有害である。我々は行政命令を利用して宗教を消滅することはできず、人々が宗教を信仰しないように強制することもできない²⁶」と強調しているのである。

(8) 1981年12月12日、鄧小平は、イタリアのカトリック民主党副書記、伊中経済文化交流協会主席維托里諾・科隆博と会見する際に、次のように指摘した。即ち、「ここに二つの問題がある。まずは、バチカンと台湾との関係の問題である。もしバチカンがこの問題を解決して一つの中国を承認するならば、我らはバチカンとの関係を樹立することができる。次に、バチカンは、必ず、中国天主教愛国会における教会の独立・自主、自伝、自弁政策を尊重しなければならない。これは、中国の歴史的条件下で、必然的に提起しなければならない政策なのである。過去に帝国主義が中国を侵略するに当たって、教会は一つの重要な手

23 中共中央文献研究室編『鄧小平思想年譜』（1975-1997）（北京：中央文献出版社、2011）第167頁。

24 龔学増「鄧小平理論与中国社会主义初级阶段的宗教问题——为纪念中共十一届三中全会20周年而作」理論与探索 1998年第4期 第3頁。

25 曾传輝「鄧小平的宗教観」世界宗教研究 2014年第4期 第13頁。

26 『建国以来毛泽东文稿』（第六冊）（北京：中央文献出版社、1992）321頁。

段であった²⁷。ここからも、過去にあった「宗教植民地主義」または「宗教帝國主義」のやり方の再発可能性を危惧し、それを中国教会の「三自」の原則を以て阻止しようとする鄧小平の意図が覗き見られよう。

2. 鄧小平個人の発言以外のその他の公式文書

中国共産党第11期3中全会（1978年12月18日—22日）以降、鄧小平の積極的な指導の下で党の第二代国家指導集団が研究・発表した宗教及び宗教問題に関する基本的な観点や原則、並びに宗教及び宗教問題について党と政府及び関係部門の名義で発表された法律・法規・方針・政策・条例・通知等の中で、最も代表的なものとしては、一般に以下の三点が挙げられている。即ち、①『建国以来党の若干の歴史問題に関する決議』（1981）、②『我が国の社会主義の時期における宗教問題の基本的観点及び基本的政策について』（1982）、③『中華人民共和国憲法』第36条（1982）²⁸。このほかにも、中共第11期3中全会以降公布された宗教問題や宗教事務に関する公式文書は数多く存在するが、ここでは、これらの三点を含むその他の幾つかの重要な文書の内容を紹介・分析するに留めたい。

（1）『新しい歴史の時期における統一戦線の方針任務』（1979）

1979年9月13日に中共中央によって批准された全国統一戦線工作会議文書『新しい歴史の時期における統一戦線の方針・任務』は、宗教問題について次のように指摘している。即ち「宗教信仰の自由の政策は、わが党が群衆の宗教信仰を正確に処理する一つの根本的な政策である……。我らは必ず確固たる態度を以て、種々様々な困難を大いに克服し、中央の方針・政策をまじめに貫徹し、信教群衆が宗教生活を営むために必要な場所、用品及び宗教活動を主宰する聖職者の問題をなるべく早く解決して、信教群衆をして宗教信仰の自由に対する

27 中共中央文献研究室編『鄧小平思想年譜』（1975—1997）（北京：中央文献出版社、1998）第210頁。

28 王作安、胡绍皆「鄧小平对新时期宗教工作的重大贡献」理论（Research）2004年第7期 第11頁。

権利を享有できるようにしなければならない」。

(2) 『宗教団体の不動産政策の実行等の問題に関する報告』(1980)

1980年7月3日に国務院が批准した『宗教団体の不動産政策の実行等の問題に関する報告』は、文化大革命の期間中に宗教団体が蒙った財産上の被害を補填する問題につき、次のように指摘している。即ち、「宗教団体の不動産政策を実行するのは、わが国の天主教、キリスト教における独立・自主の方針の貫徹に有利であり、外国宗教勢力の浸透に対して闘争するのに有利であり、宗教団体の自養と宗教職業者の経済生活の問題を解決する適切な方法である。従ってこの作業については、政治的に着眼して特殊問題として扱わなければならない」。宗教団体の不動産の問題は、次のような方法によって解決される。即ち、「宗教団体の不動産に対する財産権のすべてを宗教団体に返却し、返却できないものは、当然、金銭に換算して払わなければならない。文化大革命以降払わなかった使用料・賃貸料は、当然、国家の関係規定に基づいて、实事求是的に決算しなければならない。……文化大革命の時期に占用された教会堂、寺院、道教寺院及びその附属建物で、対内外的な業務のために引き続き解放する必要があるものは、当然、各宗教が使用できるように返却しなければならない。文化大革命の期間中に、各宗教団体の凍結された貯金は、現地の財政部門が返却し、その他の事業体によって流用されたものは、当然に償還しなければならない」。この『報告』は、単なる方針・政策のレベルに留まらず、問題の解決策を具体的に提示している点に、その意義があろう。

(3) 『建国以来党の若干の歴史問題に関する決議』(1981)

1981年6月27日に開催された中共第11期中央委員会第6次全体会議において採択された『建国以来党の若干の歴史問題に関する決議』は、鄧小平の直接的な指導の下で作成された極めて重要な文書である。三万四千字を超えるこの長い『決議』において、中国共産党は、その成立以降経てきた紆余曲折を総合的にまとめ、党の指導思想・路線問題の混乱を收拾して正常な状態に取り戻すべく指

摘している。この『決議』は、宗教問題についても次のように若干触れている。即ち、「引き続き宗教信仰の自由の政策を貫徹して執行しなければならない。四つの基本原則の堅持は、決して宗教信徒に彼らの宗教・信仰を放棄することを要求するのではなく、彼らにマルクス・レーニン主義、毛沢東思想に反対する宣伝を進行してはならないことを要求し、宗教は政治と教育に関与してはならないことを要求するのである」。ここにいう「四つの基本原則」とは、中国憲法の前文に定められている中国が堅持していくべき国家最高の原則で、①中国共産党の指導の堅持、②マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論と「三つの代表」の重要な思想の堅持（『『三つの代表』の重要な思想』は、2004年に行われた憲法改正の際に追加された）、③社会主義の道の堅持、並びに④人民民主独裁（原文は、「人民民主專政」²⁹）の堅持をいう。

この『決議』は、鄧小平の宗教問題についての考え方を正確に概括している。宗教・信仰の自由の政策を実行すべきことを明らかにし、社会主義建設の根幹としての「四つの基本原則」を堅持すべきこと、並びに信教の自由と政治との関係を解明しているのである³⁰。

(4)『我が国の社会主義の時期における宗教問題の基本的観点及び基本的政策について』（1982）

中共中央書記処は、1980年12月8日、鄧小平の指示の下で、中共中央統一宣伝部と國務院宗教事務局から宗教問題に関する報告を受けた。引き続き12月10日には宗教事務に関する会議を開いて、中央統一戦線部の責任の下で中国共産党の宗教問題に対する方針・政策を総括する文書を起草することを決定した。

29 日本語版の中国憲法には、一般に「民主主義独裁」と翻訳されているが、原文は「民主主義專政」である。もともと中国語の「專政」はプラス義を持つ単語（褒義詞）であるが、「独裁」はマイナス義を持つ単語（貶義詞）である。日本語の「独裁」もマイナス義を持つが、プラス義としての「專政」に当たる日本語は見当たらない。金永完『中国における「一国二制度」とその法的展開——香港・マカオ・台湾問題と中国の統合——』（東京：国際書院、2011）第265、267、271、321頁を参考されたい。

30 王作安、胡绍皆「邓小平对新时期宗教工作的重大贡献」理论（Research）2004年第7期 第11頁。

この任務は、時の中共中央総書記胡耀邦による直接的な主宰・指示の下で展開された。中央書記処の決定に基づいて、中央統一戦線部、國務院宗教事務局、中国社会科学院等は、文書を起草するために必要な宗教政策、宗教の状況、宗教理論に関する様々な資料を収集・分析し、『我が国の社会主義の時期における宗教問題の基本的観点及び基本的政策について』を起草した。起草過程では、党内外の数多くの人々の意見が広く反映された。遂にこの文書は、1982年3月、1982年中共中央『19号文書』として公布された³¹。

宗教問題につき一万千余字の膨大な内容が記されている1982年中共中央『19号文書』は、12の部分から成っている。その中で、比較的「特徴的に思われる内容を圧縮してまとめてみよう。

①社会主義社会においては、搾取制度や搾取階級の消滅に従って、宗教の存在する階級的根源は既に基本的に消失したにも関わらず、人々の意識の発展は、常に社会的存在に立ち遅れ、旧社会から残された旧思想・旧習慣は短期間に徹底的に解除することはできない。人類の歴史において、宗教は、結局のところ消滅するべきものであるが、社会主義、共産主義の長期的な発展を経て、一切の客観的な条件が整えられた時に、はじめて自然に消滅することになる。社会主義の条件の下における宗教問題の長期性について、全党の同志は必ず十分かつ冷静な認識を持っていなければならない。社会主義制度の成立と経済・文化の発展に従って、宗教は直ちに消滅してしまうという考え方は、現実的ではない。このような認識は行政命令またはその他の強制的な手段によって、宗教を一挙に消滅できるという考え方とやり方であり、マルクス主義の宗教問題に関する基本的な観点に違反しており、完全に誤った極めて有害なものである。

②宗教問題上の矛盾は、既に「人民内部の矛盾に属するとはいえ、宗教問題は依然として長期性、群衆性並びに民族性を持っており、一定の階級闘争や外国からの影響を受けているので、これに対する適切な解決は、国家の安定と民族の団結、外国敵対勢力の浸透の防止並びに社会主義的物質文明と精神文明の

31 龚学增「邓小平与中国特色社会主义宗教理论的创立」中国民族报 2014年8月19日 第007版 宗教期刊·综合 第3頁。

建設のためにはないがしろにできない重要な意義を持つ。

③教会の中の帝国主義勢力を一掃し、教会の独立・自主、自弁と「三自」（自伝、自治、自養）の方針を推進すべきであり、文化大革命の時期に林彪と江青を中心とする反革命集団の「左」の誤ったやり方によって蹂躪されたマルクス・レーニン主義、毛沢東思想の宗教問題に対する科学的な理論と党の宗教政策を、本来の軌道に乗せなければならない。

④宗教・信仰の自由の尊重と保護は、党の長期的な基本政策で、将来において宗教が自然に消滅するときまで貫徹・執行していかななければならない。政治と宗教は分離で、宗教・信仰を強要してはならず、宗教は社会主義制度、国家統一、民族団結を破壊してはならない。

⑤マルクス主義と有神論は対立的である。しかし政治的には、マルクス主義者と愛国的な宗教信徒は、むしろ社会主義現代化の建設のために奮闘する愛国統一戦線を結成することができ、またこれを必ず結成しなければならない。

⑥破壊された宗教活動の場所を修理することによって、宗教活動の正常化のための物質的な要件を整える。宗教活動の場所における無神論の宣伝、宗教信徒の宗教活動以外の場所における有神論の宣伝、宗教関係ビラの配布、並びに政府主管部門の批准を得ないで行なう宗教書籍の出版・発行は許されない。

⑦愛国的な宗教団体の作用を発揮させなければならない。すべての愛国的な宗教団体は、当然、党と政府の指導を受けなければならない、宗教団体の抱えている問題は、彼らが自らその問題を解決するように支持や援助をすべきであって、党と政府の幹部が宗教団体の代わりにそれを解決してはならない。

⑧愛国的な青年宗教者を計画的に養成し、彼らの愛国主義と社会主義に対する覚悟や文化水準・宗教的教養を高め、彼らが党の宗教政策を充実に執行するようにしなければならない。

⑨党の宗教・信仰の自由の政策は、当然、共産党員も自由に宗教を信奉してもよいというわけではない。党の宗教・信仰の自由の政策は、国民に対して適用されるものであって、共産党員には適用されるわけではない。共産党員は一般の国民とは異なり、またマルクス主義政党のメンバーであるため、疑問の余

地もなく無神論者でなければならず、有神論者であってはならない。共産党員は宗教を信仰してはならず、宗教活動に参加してもならず、もしこれを長い間改善しなければ脱党を勧誘する。

⑩すべての正常な宗教活動は保護すると同時に、宗教の服を着て行なう犯罪行為、反革命的破壊活動、国家利益を脅威する迷信活動等の宗教活動の範疇に属さない様々な活動は挫けさせ、制裁を加える。

⑪国際的な宗教反動勢力、特にローマ法王庁とキリスト教の帝国主義的宗教勢力の浸透活動を阻止する。外国宗教団体の中国における布教、宗教宣伝、資料の秘密搬入及び配布を禁じ、巨額の献金や布施は、それがたとえ純粋な宗教的熱情に属し、如何なる条件も付されていないとしても、依然として、省、市、自治区の人民政府または中央の主管部門の批准を得なければ、それを受領することができない。

⑫マルクス主義の哲学を以て有神論を含む唯心論を批判し、人民群衆、特に多くの青年に無神論を含む唯物論的弁証論と唯物史観の科学的な世界観を教育する。社会主義的物質文明及び精神文明の発展に伴い、宗教を存在させる社会的・認識的根源は徐々に除去されてしまうことになる。そのときには、中国人民は、中国というこの土地の上において、如何なる貧困、愚昧及び精神的な空虚の状態からも徹底的に抜け出ることができ、自覚的に科学的な態度を以て世界を、人生を扱うことができ、二度と幻の神の世界に向けて精神的な頼りを求める必要はなくなり、現実の世界における様々な宗教は、最終的には消滅することになる。全党は、このような輝かしい将来の希望のために、代々努力・奮闘しなければならない。

上記①から⑫は、1982年中共中央『19号文書』の中で「特徴的」と思われる内容を抜粋・要約したものである。「特徴的」と言っても、マルクス・レーニン主義と無神論が支配する社会に住む人々の目で見れば、これは極めて当たり前のことに過ぎないであろう。実際に、多くの中国人研究者がまとめている内容を見れば、『19号文書』は①宗教について新しい定義を行ない、②宗教は長期的に存在していだろうからそれを正しく処理する必要があり、③宗教問題上の

矛盾は「人民内部の矛盾に属し（従って宗教信徒は、社会主義制度を擁護する人民によって敵対視されるべき対象ではなく、むしろ社会主義制度の中に包摂されることになる）、④宗教問題や宗教事務に対しては行政命令を使用してはならない、といった具合である。もちろん、この文書に対する批判的な内容は皆無である。しかし、社会主義国家以外の場所に住む人々の目には、この文書の内容に内在されている批判的要素が見えてくるはずであろう。

いずれにせよ、1982年中共中央『19号文書』は、毛沢東を中心とする党の第一代中央指導集団のマルクス主義の宗教観を全面的に回復・発展させることによって、社会主義の時期における宗教問題に対する基本的な観点や基本政策を総合的・体系的にまとめたもので、中国共産党の社会主義の時期における宗教問題に対する新しい認識であり、マルクス主義の宗教観の中国における「創新」的な発展であると評価されている。また、マルクス主義の宗教観に基づいて長期間にわたって形成された「宗教＝人民のアヘン」という極めて一面的な認識を否定し、豊富な内容を持つマルクス主義の宗教観の本来の面目を回復したとも評価されている³²。1982年中共中央『19号文書』は、マルクス主義からすれば「非科学的」に見られる宗教について、「科学的な」分析を加えているとはいえ、次のような指摘は免れ得ないであろう。まず、宗教と迷信とを区別してはいるものの、実際には両者をほぼ同じ範疇に入れて論じている。次に、宗教・信仰の自由を保障するにしても、それはあくまでも「宗教消滅論」を前提にしたものである。第三に、「政教分離」を強調してはいるが、その本質は「政治一元論」に過ぎず、依然として極めて濃厚な政治的な色彩を帯びている。これには、当時の中国社会の雰囲気や時代思潮の影響の下に、必ずマルクス主義の思想的枠組みの中でしか物事を論じ得ない厳しい現実が反映されており、これはある意味では、「鄧小平理論の宗教観」に潜む限界と言えるかもしれない。

宗教問題に関する『19号文書』の影響力は極めて大きく、その方針や内容に基づいて多くの文書が制定・公布されるに至った。即ち、①1982年12月4日第5

32 龚学增「邓小平与中国特色社会主义宗教理论的创立」中国民族报、2014年8月19日 第007版、宗教期刊・综合、第3-4頁。

期全国人民大会第5次会議で採択された『中華人民共和國憲法』第36条（1982）、②中共中央『精神的汚染を除去する中で宗教問題を正確に扱う問題に関する指示』（1983年12月31日）、③中共中央統一戦線部『全国統一戦線理論會議の状況に関する報告』の中の「統一戦線の研究と民族、宗教問題の重視の部分（1985年6月9日）、④中共中央事務庁、國務院事務庁が中央事務庁調査グループに転送した『党の宗教政策の実行及び関連問題に関する調査報告』の通知（1985年12月29日）、⑤1986年4月12日第6期全国人民大会第4次会議で採択された『中華人民共和國民法通則』第72条、⑥「党の各民族愛国宗教界との統一戦線を固めて拡大せよ」（中共中央『統一戦線工作を強めることに関する通知』の一部分、1990）、⑦中共中央組織部の『共產黨員が宗教を信仰する問題の適切な解決に関する通知』（1991）、⑧國務院の『中華人民共和國国内における外国人の宗教管理規定』及び『宗教活動の場所の管理に関する条例』（1994）等、枚挙にいとまがない。

(5) 1982年憲法

1980年8月18日、鄧小平は『党と国家指導制度の改革』という談話の中で、「（中共）中央は、第5期人民大会3次會議において憲法の改正を提案しようとする。我らの憲法が一層完備され、周密・正確なものになるようにし、人民が真正に国家の各級組織と各企業の事業を管理する権力を実際に享有できるように保障し、公民の権利を十分に享有できるようにし、各少数民族が集まって居住する地域で真の意味の民族地域自治を実行できるようにしなければならない……³³」と述べた。1980年8月、全国人民大会第5期會議では中共中央の提案を受け入れ、憲法を改正することを決定し、憲法改正委員會を成立させた。その後、1982年4月、憲法改正草案は全国人民大会において通過されると同時に議論に付され、同年12月に開催された全国人民大会第5期5次會議において正式に採択・公布されるに至った。1982年憲法（現行憲法）第36条には、次のように定められている。即ち、「①中華人民共和國公民は、宗教信仰の自由を有する。②如何なる国家機

33 中共中央文献編輯委員會編「党和国家领导制度的改革」『鄧小平文選』（第二卷）（北京：人民出版社、1983）第339頁。

関、社会团体または個人も、公民に宗教の信仰または不信仰を強制してはならず、宗教を信仰する公民と宗教を信仰しない公民とを差別してはならない。③国家は、正常な宗教活動を保護する。何人も、宗教を利用して、社会秩序を破壊し、公民の身体・健康を損ない、または国家の教育制度を妨害する活動を行なってはならない。④宗教団体及び宗教事務は、外国勢力の支配を受けない。

1982年憲法の上記の規定は、中華人民共和国成立以来の『共同綱領』及び歴代憲法（1954年憲法、1975年憲法、1978年憲法）における宗教信仰に関する規定に比べて、以下のような特徴を持っている。

第一に、1982年憲法は、過去の憲法に定められた宗教に関する規定を回復・発展させ、一層明確で具体的な内容を定めている。中国人民政治協商会議第1期全体会議において「臨時憲法」として制定された『中華人民政治協商会議共同綱領』（1949）には、「中華人民共和国の人民は、思想、言論、出版、集会、結社、通信、人身、居住、移転、宗教・信仰及び示威・行進の自由を有する」と、ほかの自由権的基本権に並んで、宗教・信仰の自由も定められている。一方、中華人民共和国の最初の憲法である1954年憲法は、「中華人民共和国の公民は、宗教・信仰の自由を有する」と定め、『共同綱領』とは違って、宗教・信仰の自由に関する独立した規定を設けている。しかし、1976年憲法（第28条）と1978年憲法（第46条）には、「公民は宗教を信仰する自由と宗教を信仰せず無神論を宣伝する自由を持つ」（傍点筆者）という規定が設けられている。

1982年憲法は、『共同綱領』における関係規定を一層具体化し、1975年憲法及び1978年憲法に定められている「宗教を信仰せず無神論を宣伝する自由を持つ」という文言を削除した。なぜならば、もともと宗教・信仰の自由には、宗教を信仰する自由と信仰しない自由とが同時に含まれているからである。このようにして、1982年憲法は、宗教界の人士と多くの宗教信徒によって、一層容易に受け入れられるようになったのである。

第二に、1982年憲法第36条には第2項が増設され、「行政命令の方法を以て宗教を扱ってはならない」という鄧小平の持論が貫徹されている。また「宗教を信仰する人々」が、マルクス主義の唯物論的宗教観によって洗脳された「宗教

を信仰しない人々」から差別を受けることはなくなった。

第三に、宗教は国家の教育制度に関与してはならないと定め、人民に対する国家のイデオロギー教育のための憲法的妥当性を提供している。また宗教の名の下に、社会秩序を破壊し、公民の身体・健康を損なってはならないと定め、様々な迷信や邪教に幻惑されないよう要請している。上記の内容を含め、国家の方針・政策に抵触するその他の宗教活動は、関係法律によって責任が問われることになる。正常な宗教活動だけが保護されるためである。

第四に、第4項は「宗教団体及び宗教事務は、外国勢力の支配を受けない」ことを明らかにしている。この規定にも、鄧小平が一貫して主張してきた宗教事務に対する考え方がそのまま反映されている。前述の通り、鄧小平は、1979年訪米の際にジミー・カーター大統領にも、1981年12月12日、イタリアカトリック民主党副書記、伊中経済文化交流協会主席維托里諾・科隆博と会見する際にも、この趣旨の発言を行なったことがある。また鄧小平の指導の下で作成された『19号文書』にも、「中国の宗教界は、各国の宗教界の人士と友好交流をすることができ、またそれを行なわなければならないが、必ず教会における独立・自主、自弁という原則を堅持しなければならず、外国勢力が再び中国の教会を自分の支配下に置こうとする企みを阻止し、外国の教会や宗教界の人士が手を出して中国の宗教事務に関与するのは、断固として拒絶しなければならない」と記されている。もちろん、この趣旨の内容は、このほかの様々な公式文書にも散在している。中国憲法第36条は第4項には、こうした鄧小平の原則的な立場が概括的に定められている。王作安と胡紹皆が指摘しているように、中国憲法第36条は、新しい時期における党の宗教に対する政策を、人民の意志と国家意志のレベルに引き上げ、宗教・信仰の自由の權威性、規範性のための憲法的根拠を提供している。また2004年、全国人民大会第10期第2次会議において採択された憲法改正案は、第36条に対して如何なる変更も加えなかった。これは、鄧小平の指導の下で改正された1982年憲法第36条の内容の妥当性及び生命力を表している³⁴。

34 王作安、胡紹皆「鄧小平对新时期宗教工作的重大贡献」理论 (Research) 2004年第7期 13頁。

また『民族区域自治法』（1984）、『民法通則』（1986）、『人民法院組織法』（1979年制定、1983年改正）及び『全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法』（1979年制定、1982年・1986年改正）、『香港特別行政区基本法』（1990）、國務院の『中華人民共和国国内における外国人の宗教管理規定』及び『宗教活動の場所の管理に関する条例』（1994）等は、宗教問題に関する事柄につき、中国憲法第36条の内容に合致する形で、一層具体的な規定を設けている。この中で『香港特別行政区基本法』（1990）は、鄧小平の「一国二制度」の方針・政策に基づいて制定され、宗教に関する規定も少なからず設けられている。以下、その条文の内容を紹介しておこう。

(6) 『香港特別行政区基本法』

1990年4月4日第7期全国人民代表大会第3次会议において採択され、香港返還日の1997年7月1日を期して施行された『中華人民共和国香港特別行政区基本法』には、宗教・信仰の自由について以下のような規定が設けられている。即ち、「香港住民は、信仰の自由を有する。香港住民は宗教・信仰の自由を有し、公開的に宗教を布教及び挙行し、宗教活動に参加する自由を有する」（第32条）。「宗教組織が設立した学校は、宗教課程の開設を含め、引き続き宗教教育を提供する」（第137条）。「香港特別行政区政府は、宗教・信仰の自由を制限せず、宗教組織の内部事務に関与せず、香港特別行政区の法律に抵触しない宗教活動を制限しない。宗教組織は法の定めるところにより、財産の取得、使用、処分、相続及び物質的な援助を受ける権利を享有する。財産分野におけるもとの權益は、依然として保持と保護を与える。宗教組織は、もとの方法によって、引き続き宗教学校、その他の学校、病院と福祉機関を興し、並びにその他の社会サービスを提供する。香港特別行政区の宗教組織と信徒は、その他の地方の宗教組織及び信徒と関係を保持及び発展させることができる」（第141条）。「香港特別行政区の教育・科学・技術・文化・芸術・体育・専門業務・医療と衛生・労働・社会福祉・社会業務等の分野における民間団体及び宗教組織の中国内地におけるそれに相応する団体及び組織との関係は、相互不隷属、相互不干渉及び相互

尊重の原則を基礎としなければならない」(第148条)。「香港特別行政区の教育・科学・技術・文化・芸術・体育・専門業務・医療と衛生・労働・社会福祉・社会業務等の分野における民間団体及び宗教組織は、世界各国、各地域及び国際的に関係のある団体及び組織と関係を保持及び発展させることができ、これらの団体及び組織は、必要に応じて『中国・香港』の名義を使用して関係活動に参加することができる」

(第149条)。

宗教問題及び宗教事務に関する上記の諸規定には、「鄧小平理論の宗教観」が反映されている。またこれらの規定は、鄧小平の「一国二制度」構想の主要な内容としての「港人治港」、「高度の自治」の思想の党内における具体的な体现であり、マルクス主義や毛沢東思想の宗教観の継承・発展といえることができる³⁵。鄧小平は香港の祖国への「回帰」を目撃せず亡くなったが、生前制定された『香港特別行政区基本法』には、香港住民の宗教・信仰の自由の保障に対する彼の意志が強く反映されている。

五、終わりに

以上、鄧小平の発言及びその他の公式文書の内容から、「鄧小平理論の宗教観」について分析を行なった。鄧小平本人が宗教問題について直接述べた発言は決して多くはないが、彼の指導や指示によって作成・発表された宗教問題に関する様々な公式文書は、鄧小平個人の発言と有機的統一体として、「鄧小平理論の宗教観」の重要な構成部分を成しているのである。これをもう一度中国的特色を持った言い回しで表現すれば、「鄧小平理論の宗教問題や宗教事務についての言及は、党が改革・開放の状況の下で、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の宗教に関する科学的な理論及び方針・政策の継承・発展として、鄧小平を核心とする党の第二代指導集団のマルクス主義宗教観の基本原則に対する創造的

35 于洪文、王训礼「邓小平理论宗教观的产生于发展」理论学习 2004年第12期 第58頁。

な運用と豊富な発展を体現し、中国的特色を持った宗教理論をつくり出した鄧小平理論の重要な構成部分である³⁶。」ここにいう「中国的特色を持った社会主義の宗教理論」は、共産党がマルクス主義の宗教に関する基本理論を、現代中国における宗教の実際及時代的特徴とを相互結合した産物で、鄧小平理論、『三つの代表』の重要な思想、科学的発展観に基づく宗教に関する基本的な観点及び基本政策についての簡潔な概括で、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の宗教に関する科学的な理論及び方針・政策に対する堅持と発展であり、マルクス主義の宗教観の中国化の結晶であり、中国的特色を持った社会主義の理論体系の構成部分である³⁷。

このように「鄧小平理論の宗教観」は、マルクス主義の宗教観、毛沢東思想の宗教観と一脈相通ずる統一的な科学体系の中にある。いわゆる「統一的な科学体系」とは、唯物弁証法、唯物史観及び方法論を指導原理とし、宗教と宗教問題をどのように科学的に認識し、正確に処理すべきかということについての一連の基本的な観点、原則と方法の総和をいう。いわゆる「一脈相通ずること」の「一脈」の実質はマルクス主義の立場、観点及び方法であり、その真髄はマルクス主義の「解放思想」、「实事求是」であり、その品格はマルクス主義の「時代と共に発展すること」と「自己更新」であり、この原則は、皆、マルクス主義の基本原則と宗教問題との結合であり、その利益的基礎は全体の人民階級と各民族・人民の共同利益である³⁸。

上記の内容をまとめて分析すれば、宗教が政治に関与しない限りにおいて、国民の宗教・信仰の自由について憲法のレベルで保障を与えようとする鄧小平の思想的な根拠は、マルクス主義理論に基づいた「解放思想」と「实事求是」に由来するということができる。またこのような極めて現実的かつ科学的な理論は、死後の世界における救いではなく、中国人民の现实生活の面と党の利益、ひいては全体人民の利益や国家利益の追求に向けられている。そのためには、様々

36 王作安「邓小平对中国特色社会主义宗教理论的开创之功」第11頁。

37 王作安、同上、第8頁。

38 于洪文、王训礼「邓小平理论宗教观的产生于发展」理论学习 2004年第12期 第58頁。

な異なる宗教を信仰している各少数民族をマルクス主義の宗教観の下に包摂することによって、統一戦線を結成し、民族大団結を実現しなければならず、また全体人民の経済的な利益を高めるためには、「实事求是」的に「社会主義現代化」を貫徹しなければならないのである。

それでは、「四つの現代化」（農業・工業・国防・科学技術の分野における現代化）に要約される「社会主義の現代化」は、宗教問題や宗教事務の解決とは如何なる関係にあるのであろうか。中国は多民族・多宗教の国家である。「社会主義の現代化」を推進するためには、少数民族の力をも借りなければならない。上述のように、中華民族が共通に追求する国家利益を実現するためには、宗教を信仰しない人々と宗教信徒との間で愛国統一戦線を形成しなければならないのである。従って、宗教問題を正確に扱って処理することは、「社会主義の現代化」の建設のためにないがしろにできない重要な課題の一つなのである。

国家の現代化建設事業の視野に宗教信徒を入れて思考する理由としては、以下のようなものが挙げられよう。まず、中国の多くの宗教は、世界的な宗教であるため、宗教界との団結を強めることによって、現代化建設のために有利な国際的環境を醸成することができる。次に、宗教界の人士と多くの信徒の力を団結・凝集すれば、一層大きな力で現代化建設を展開させることができる。第三に、宗教信仰の自由を保障することによって、社会における正常な生産生活を維持・保護することができ、現代化建設のための安定的で調和の取れた国内環境をつくり出すことができる。第四に、宗教の歴史・文化遺産を保護・利用でき、また新しい歴史の時期において、それをさらによく継承し、発展させることができる。最後に、中国において宗教は民族問題と錯綜しているため、宗教問題をうまく扱えば、民族団結及び少数民族地区の政治的安定と国家の安全に有利に作用する³⁹。

このようなやり方は、鄧小平が唯物史観を運用し、宗教を一つのイデオロギーだけではなく、国家や人民の利益に関わる一種の社会歴史の客観的現状と見な

39 張紅揚「鄧小平關於宗教問題的思考」中國特色社會主義研究 2004年6月 第73頁。

す認識に由来する。宗教問題に関する鄧小平の理論は、「国家利益」のためにつくり出した宗教政策を貫徹・執行し、宗教界の人士を団結・凝集し、多くの信徒群衆の愛国的熱情を燃え立たせ、人民の注意力を現代化された強国の建設という共通の目標に集中させているという点で、極めて重要な現実的な意義があると言えよう⁴⁰。「鄧小平理論の宗教観」は、マルクス主義や毛沢東理論、党の路線等といったイデオロギーと同一線上にあるため、これを終始一貫して貫徹していけばいくほど、社会主義社会では極めて偉大な業績として褒め称えられるであろう。他方、それは複雑な宗教的現象と問題を特定のイデオロギーの枠組みの中に限定してしまう「弱点」も秘めているのである。いずれにせよ、「鄧小平理論の宗教観」の優れた点は、それに極めて深奥な哲学的内容や思想的体系が備えられているからというよりも、彼の「警句的な」発言やその理論が標榜する原則に徹底し、それを社会的現実において不断なく運用・実践してきた事実にあると言わなければならない。鄧小平は文化大革命を通じて強められた「極左」の思想的傾向に対し、書籍を迷信せず、権威を迷信せず、実践こそが真理を検証できる唯一の尺度であると指摘し、自ら真理の検証のために実践に実践を重ねているのである。

40 张红扬、同上、第74頁。